

# 郵送による戸籍謄抄本等の請求書

多賀城市長 殿

令和 年 月 日

注意 プライバシーの侵害、偽り及びその他不正な手段により交付等を受けた場合は、30万円以下の罰金に処されます。

## ①証明が必要な方

<b>本籍</b> <small>※住所ではありません。</small>	多賀城市 <b>中央2丁目</b> <b>1</b> <b>番</b> <b>番地</b>		
<b>証明の必要な方</b>	ふりがな <b>たがじょう はなこ</b>	生年月日	大正・ <b>昭和</b> ・平成・令和
	氏名 <b>多賀城 花子</b>	28年 3月 28日	
<b>筆頭者</b> <small>※戸籍のはじめに書かれている方</small>	<input type="checkbox"/> 「証明の必要な方」と同じ場合は、 <input type="checkbox"/> 印をつけてください。	ふりがな <b>たがじょう たろう</b>	生年月日
		氏名 <b>多賀城 太郎</b>	大正・ <b>昭和</b> ・平成・令和 25年 10月 15日
戸籍届出時期 <small>※最近1ヶ月以内に戸籍の届出を提出された方のみ記入</small>	出生・死亡・婚姻・離婚・入籍・転籍・その他( )を ( )市町村へ 月 日届出		

## ②何通必要ですか

種別	金額	申請数	発行数 <small>※職員記入欄</small>	必要な戸籍の内容
1. 全部事項証明(戸籍謄本)	450円	<b>1</b> 通		「証明の必要な方」について、下記に該当する内容の戸籍が必要な場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> 印をつけてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 出生から死亡までの全ての戸籍 各 <b>1</b> 通 <input type="checkbox"/> 死亡年月日が分かる戸籍 各 通 <input type="checkbox"/> 婚姻・離婚の記載のある戸籍 各 通 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 各 通 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者を表示 <input type="checkbox"/> 在外選挙登録地を表示 ※本人以外が請求する場合は、委任者本人自署の委任状が必要 ※独身証明書の請求は本人のみ
2. 一部事項証明(戸籍抄本)	450円	通		
3. 除籍全部事項証明(除籍謄本)	750円	通		
4. 除籍一部事項証明(除籍抄本)	750円	通		
5. 改製原戸籍謄本	750円	<b>1</b> 通		
6. 改製原戸籍抄本	750円	通		
7. 戸籍の附票(住所の履歴) <input type="checkbox"/> 全員分 <input type="checkbox"/> 個人分	200円	通		
8. 身分証明書(破産宣告の有無等)※	200円	通		
9. 独身証明書・その他( )	200円	通		
10. 受理証明・戸籍届書記載事項証明(届書等情報内容証明)	200円	通		
11. 戸籍電子証明書提供用識別符号	400円	通		
12. 除籍電子証明書提供用識別符号	700円	通		

戸籍謄本等同時請求

## ③窓口に来た方(請求者)

<input type="checkbox"/> 本人 <small>(証明の必要な方)</small> <input type="checkbox"/> 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 直系血族※ <input type="checkbox"/> 同一戸籍人	住所 <b>仙台市青葉区〇〇5丁目2-2</b>	連絡先 <b>090-9876-〇〇△△</b>	
	氏名 <b>仙台 一郎</b>	「証明の必要な方」との関係性 <b>子</b>	
	生年月日 <b>大正・昭和</b> ・平成・令和 <b>49</b> 年 <b>4</b> 月 <b>7</b> 日		

配偶者直系血族同一戸籍人

※「証明の必要な方」との関係性が確認できる戸籍謄抄本が、お手元にある方は同封してください。(※新たに取得する必要はありません。)

代理人または第三者の場合 ※代理人は、本人等からの委任状が必要です。

<input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 第三者 ④を記入してください	住所 — —	連絡先 — —
	氏名	「証明の必要な方」との関係性

委任状(代理人)

## ④第三者の方は、以下のいずれかにチェックを入れ、具体的な請求理由を記入してください。

※第三者が戸籍の証明を請求できるのは、戸籍法第10条の2第1項に基づき、次の正当な理由がある場合です。  
 ※疎明資料の提出が必要になる場合があります。

<input type="checkbox"/> 自己の権利を行使または義務を履行するため <input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他正当な理由がある	請求理由(利用目的)	疎明資料 <input type="checkbox"/>
--	------------	-------------------------------

※必ず裏面をお読みください。

※職員記入欄

発行:

確認: